

(仮称) 市民交流複合施設カフェ及び  
レストラン運営実施計画策定支援業務  
提案説明書

平成27年7月

札幌市観光文化局文化部  
市民交流複合施設担当課

# (仮称) 市民交流複合施設カフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務 提案説明書

## 1 業務の名称

(仮称) 市民交流複合施設カフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務

## 2 本書の目的

札幌市が実施する「(仮称) 市民交流複合施設カフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定める事を目的とする。

## 3 業務内容

業務内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後変更する可能性がある。

## 4 企画提案を求める項目

業務内容を実施するに当たっての具体的な企画提案を行うこと。企画提案では特に下記の事項について明らかにすること。

### (1) 業態、施設プランニング等の検討

- ・必要となる基礎調査の内容や手法を提案すること。

### (2) 運営実施計画の検討

- ・上記(1)の調査結果をどのような手法等で分析・検証し、運営実施計画に反映させるのか提案すること。また、運営実施計画の検討に当たって考慮すべき視点や考え方について提案すること。

### (3) その他独自提案

- ・その他、運営実施計画を策定するに当たっての提案事項等があれば追加すること。

### (4) スケジュール及び費用

- ・本業務を執行するに当たってのスケジュール
- ・本業務に係る積算費用

### (5) 執行体制及び過去の実績

- ・本業務を執行するに当たっての執行体制
- ・本業務と類似した過去の業務実績

## 5 参加資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、平成27・28年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (5) 過去に飲食事業の事業展開や店舗展開に関するプロデュース業務又はコンサルティング業務を、元請として履行した実績があること。
- (6) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

## 6 予算上限額

6, 632千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 7 申込方法

### (1) 参加意向申出書（様式5）の提出

参加意向申出書は持参又は郵送で受け付ける。なお、この提出がない者の企画提案は受付しない。

ア 提出先：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

札幌市観光文化局文化部市民交流複合施設担当課 担当：村田、山田

イ 提出期限：平成27年8月17日（月）午後5時【必着】

### (2) 質問書（様式4）の受付

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式4）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市観光文化局文化部市民文化課宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは「（事業者名）（仮称）市民交流複合施設のカフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務 質問書」とする。

送付先電子メールアドレス bunka@city.sapporo.jp

ア 質問受付期間

平成27年7月27日（月）～平成27年8月4日（火）午後5時【必着】

イ 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

### (3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- ・企画提案申込書（様式1）
- ・業務処理体制概要（様式2）
- ・企画提案書（自由様式）
- ・類似業務実績一覧（様式3）
- ・積算書（自由様式、積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画提案書が選定された提案者との契約額を確約するものではない。）

## イ 留意事項

- ・ 正本1部、副本10部を提出すること
- ・ 提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・ 企画提案書の分量は、添付資料等も含めて、最大でA4版片面10ページまでとする。
- ・ 提出方法：郵送又は持参による。
- ・ 提出先：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階  
札幌市観光文化局文化市民交流複合施設担当課 担当：村田、山田
- ・ 提出期限：平成27年8月25日（火）午後5時【必着】

## 8 企画提案書の選定方法

### (1) 一次審査（書類審査）

多数の企画提案書の提出があった場合には、書類による予備審査を行い、企画提案参加者を5者程度選考する。

### (2) 企画提案書に基づくプレゼンテーションの実施

企画提案は、提出書類及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を行うこととし、札幌市職員と外部委員で構成する「（仮称）市民交流複合施設のカフェ及びレストラン運営実施計画策定支援業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、下記「9 評価基準」により総合的に検討する。

### (3) プレゼンテーション実施日（予定）

平成27年9月9日（水）を予定している。実施概要については、別途通知する。

### (4) 実施方法

ア 出席者は2人以内とする。

イ プレゼンテーションは、1者につき約20分（説明10分、質疑応答10分程度）とし、本市が指定した時刻から順次個別に行う。

ウ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は、無効とする。

エ 提出した企画提案書に基づいて、説明を行うこと。プレゼンテーション当日の資料追加は認めない。

### (5) 審査結果の通知方法及び結果に対する質問方法

審査の結果については、審査終了後、文書により企画提案者全員に通知することとし、結果に対する質問については、原則として、文書にて担当部局に提出すること。

### (6) 契約の相手方について

本業務は、上記審査によって選定された1者と随意契約により、契約を締結することを原則とする。また、選定された事業者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。なお、選定された事業者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において、次点とされたものと交渉することとする。

企画提案参加者が1者となった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総合得点の6割）を超えた場合に限り契約候補者とする。

## 9 評価基準

審査は次表に示す評価項目による総合点数方式とし、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を契約候補者とする。総合得点と同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、合計点が最低基準点（総合得点の6割）未満の申請者は失格とする。

評価項目	評価の視点	配点
業務実施方針	・調査手法及び分析手法が具体的に示されているか。 ・提案された業務手法の実現性があるか。	20
業務実施計画	・業務遂行のためのスケジュール設定は妥当か。	10
業務実施体制	・本業務を遂行するために、十分な業務実施体制となっているか。	10
	・過去の同種又は類似の業務について実績は十分か。	10
	・参考見積の積算根拠は妥当か。	10
業務理解度	・本業務の目的及び内容等の理解度はどうか。	10
独創性	・独自提案がなされており、その内容は画期的・特徴的であるか。	10
プレゼンテーション	・企画力と実効性を有した熱意の感じられる提案となっているか ・審査員からの質問に対し、深い知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。	20
合 計		100

## 10 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

## 12 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 14 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

## 15 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 申込後に辞退する場合は、取下願（様式6）を提出すること。

## 16 全体スケジュール

- (1) 企画提案に関する質問期限 平成27年8月4日（火）午後5時【必着】
- (2) 参加意向申出書の提出期限 平成27年8月17日（月）午後5時【必着】
- (3) 企画提案書の提出期限 平成27年8月25日（火）午後5時【必着】
- (4) 一次審査（書類審査）平成27年8月27日（木）（予定）
- (5) 二次審査（プレゼンテーション）平成27年9月9日（水）（予定）
- (6) 業者の発表 平成27年9月11日（金）（予定）